

石運整第364号  
平成31年1月8日

旅客自動車運送事業者 各位  
貨物自動車運送事業者 各位  
自家用自動車有償貸渡事業者 各位

石川運輸支局

タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する措置の  
導入の周知について

標記について、平成30年12月14日付けで、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）」が改正され、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識が新設され、今後、大雪時に、道路管理者が定めた区間において、上記標識を掲示することにより、タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する措置（以下「チェーン規制」という）を実施することがあることについて、道路局より周知依頼がありました。

各事業者におかれましては、下記の事項について徹底するとともに、気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握し、輸送の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

記

【バス、タクシー、トラック等共通】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うこと。
- ・降積雪期に、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のある場合、タイヤチェーンの携行に努めること。

【レンタカー】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うよう利用者に周知すること。
- ・降積雪期には、チェーン規制を実施することがある区間を通行する予定のあるレンタカー利用者に対して、タイヤチェーンの携行を推奨すること。

以上

(参考) 国土交通省道路局報道発表ページ

[http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_001110.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001110.html)